

告示

埼玉県選管告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十一年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

| 種別 | 施設の開設主体及び名称 | 所在地 |
|----|----------------------|------------------|
| 病院 | 埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院 | 埼玉県羽生市大字上岩瀬五五一番地 |
| 病院 | 医療法人財団石心会 狭山病院 | 埼玉県狭山市鶴ノ木一番三三号 |